



産業廃棄物最終処分場建設に反対
する連絡会ニュース NO.17 2001.5.9
連絡先：茨城県民主医療機関連合
会 (029-228-0600)

このたび、産廃処分場建設予定地に隣接する共有地の地主として、大枝喜代さんたち6人の地主が、産廃処分場に隣接する共有地へ、赤塚設備工業に土を埋めさせないという裁判を、水戸地裁に提訴しました。(3月19日)

この裁判は、大枝さんたちが民法第251条にもとづいて提起したものです。同条にもとづく裁判では、すでに大審院民事部や最高裁の判例があり、勝利が確信されます。

しかも、裁判は比較的短期に決着がつくものと予想されます。

この裁判で勝利いたしますと、事実上赤塚設備工業の処分場建設は不可能になり、すでに私たちが提起している裁判の勝利にも、つながるものと考えられます。

つきましては、是非この裁判勝利のために、皆様のご支援をお願い申し上げる次第です。私たちも従来の裁判の勝利のため一段の努力をして参る所存です。

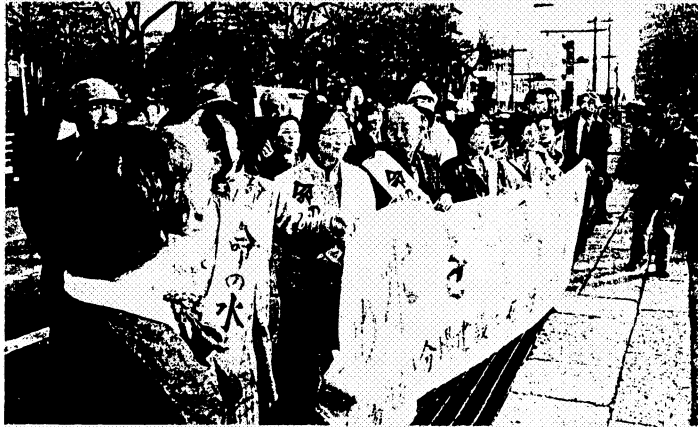
何としても産廃処分場の建設を阻止して、水戸市民の水源と田野川の灌漑水の安全をまもるため、皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

産業廃棄物最終処分場に反対する連絡会

新しい裁判にあたって

**「共有林裁判」 スタート
第1回公判に参加しよう！
5/22 10:00～水戸地裁**

4/10 共有林地権者を励まし、新しい裁判の 報告集会が開かれました (水戸市民会館)



水戸市全隈町の産廃処分場建設計画に伴う埋め立て禁止の訴えを起こすため水戸地裁に入る住民ら＝19日午後4時ごろ、水戸市大町1丁目

13:30～ 裁判報告 (水戸地裁)

人格権裁判 (従来の裁判)

被告サイド(赤塚設備)の反論を6/8までに提出すること。

次回 6/19 13:30～

新しい裁判 (共有林裁判)

共有林と産廃予定地の仕切板の設置場所の図面を5/10までに提出すること。(原告) 安江弁護士より新件の方を速やかに進め

てほしいと要望する。裁判長が要望を認め、進行協議でなく通常法廷にて「共有林裁判」をすることが決まる。

2つの裁判は内容が違うので併合はしないで裁判をしてほしいと要望。

5/22 10:00 第1回公判決まる

赤塚設備側の弁護士はまだ決まっていない。

(いばらきコープ 西川まき子)

2:30～4:00 現地見学報告

4/10 現地観察会に初めて参加しました。うぐいすの声もさわやかなその山には、現地の4人の方が待っていてくださり、つくしん坊と青蛙くんも出迎えてくれました。建設予定地までの、腐葉土そのものの山の道には、藤色のすみれ草、黄色のきんぼうげ、赤いぼけの花、そしてあの春蘭もひっそりと咲いていました。共有地でお話を聞きながらふと見上げるとみんなの頭上に黄緑色の木藤の花が咲いていました。

那珂川に注ぐ田野川の源流は電気伝導度が、真水が0とするとこの水源は80しかなく、最も汚染されている霞ヶ浦は500だそうです。

最後にトウキョウサンショウウオの卵も見ることができて、みんな歓声をあげました。それとともにこんな素晴らしい自然の山をこのまま残しておかなければ・・・。と思いを新たにしました。又参加したいと思います。

(新日本婦人の会 山崎彰子)

6:00 ~ 共有林地権者を励まし、新しい裁判の報告集会

市民会館で共有林裁判の報告集会 75 人が参加。産廃反対運動で闘っているいわき市や原ノ町、笠間市、御前山村、烏山より約13人が参加。「前の人格権裁判で勝ったことが、その後の鹿児島や長野の裁判に影響を与えている。今度も勝って、わが国のゴミ行政に一発かましたい。皆さんも、最後まで頑張りましょう」と坂本弁護士。(大川レイ子)

「水源守れ」奥の手

<H/3.5.17サレ>

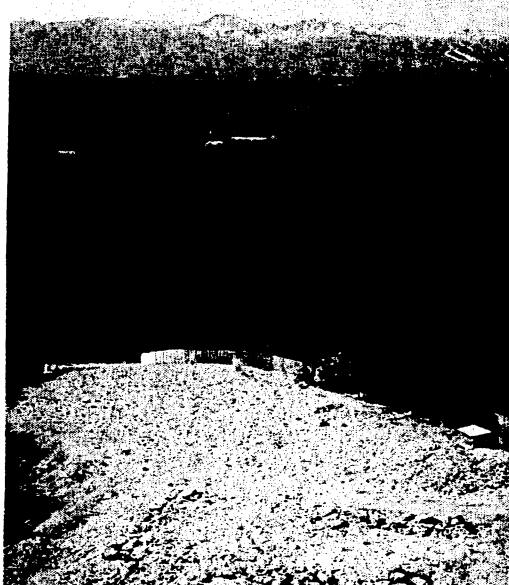
産廃阻む条例制定相次ぐ

水源水源を守りたい市町村の条例が、産業廃棄物の処理施設を阻む「最後の砦」となっている。都道府県が許可する産廃施設を受け入れざるを得なかった市町村も、条例の制定を始めては、それを代り産廃を拒否する動きが。 (取材班・幸桂、柳広幸、伊藤幸)

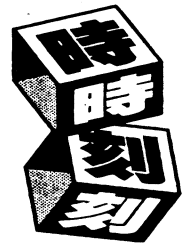
初の最高裁判断に期待

三重県紀伊長島町

「判決、またかねえ」三重県南紀の紀伊長島町。産廃施設に反対する住民約30人が毎月の会合で闘いを続けてきた。産廃施設の建設の時期が話題になる。見せしめ活動をする。最高裁でも勝てるかも。全国的自治体も産廃施設の間でも、水源保護の可能性がある。計画が浮いたのは93年。5000平方メートルの焼却施設で、自45トンの古タイヤを燃やし、排熱を利用して野を温床栽培する。熊野灘に面した町の中。心部から山へ車で約20分。産廃施設の予定地は、いま、造成が終了した段階で放棄され、雑草が生い茂っている。分産廃施設の予定地は、いま、造成が終了した段階で放棄され、雑草が生い茂っている。全国的自治体も産廃施設の間でも、水源保護の可能性がある。計画が浮いたのは93年。5000平方メートルの焼却施設で、自45トンの古タイヤを燃やし、排熱を利用して野を温床栽培する。熊野灘に面した町の中。心部から山へ車で約20分。産廃施設の予定地は、いま、造成が終了した段階で放棄され、雑草が生い茂っている。



栃木県那須町の山林に埋められた産業廃棄物。水源条例のない同町には、産廃処分場が80カ所余りある一本社機から



(1面参照)

リサイクルは廃棄物処理法の中処理施設の許可を三重から得た。町側は計画を知って急ぎ条例を成立させた。予定地の3ヶ所下流に簡易

1日平均300トン以上上げている。業者の計画だを却用し、1日95トンの地水を使うのが、「水道水源が枯渇する」として建設に反対した。条例は町の面積の8割を水源保護地域に指定し、産廃施設などの立地を規制する。1年以下の建設を原則も設け、建設を事実上禁じた。

が、判断し、産廃物処理法の許可を、町側が否定するのはおかしい。町の措置の取り消しを求めて提訴した浜千鶴リサイクルの入江康仁社長は反発する。しかし、高裁判決は水源条例を適法と認定した。「安全な水を確保するための条例は産廃物処理法に抵触する」と指摘する。

建設反対を訴えてきた町議の山中剛司さんは「産廃物処理法は水源保護と住民の権利がない」と問題がある」と指摘する。

「きれいな水」権利盛る

宮城県白石市

今年3月に水道水源保護条例を制定した宮城県白石市の川井真一市長も同じ考えだ。「産廃処分場を阻止する裁判で勝ったのが条例です」と明かす。水源条例としては初めて「きれいな水」住民が享受する権利を盛り込んだ。訴訟になった場合、憲法の生存権などを根拠に、最高裁まで争うことを想定したからだ。福島県境に近い上沢地区の山林に民間業者の管理処分場を建て、埋立て

超す住民が処分場反対していることも確認した。宮城県処分場の申請書を交差したが、業者から訴えられて敗訴した。出回した申請が基準に合っていない「許可」を事実上拒否する。住民は「許可」を事実上拒否する。住民は「許可」を事実上拒否する。

物対策。状況だ。処分場が許可されれば、市は条例で敷くことになる。26年に制定した長崎県西彼町は「隣町に処分場ができた。うかうかしていい」とうちはむきと「思った」のが動機だ。

不服審査申し立ても

奈良県天理市

条例を持たない市町村も、行政不服審査法に基づき審査請求を環境省に申し立てた。計画地は同市が水道水源を守る天理ダムの上流だ。同省は、水道水源を理

条例を持たない市町村も、行政不服審査法に基づき審査請求を環境省に申し立てた。計画地は同市が水道水源を守る天理ダムの上流だ。同省は、水道水源を理

条例を持たない市町村も、行政不服審査法に基づき審査請求を環境省に申し立てた。計画地は同市が水道水源を守る天理ダムの上流だ。同省は、水道水源を理

条例を持たない市町村も、行政不服審査法に基づき審査請求を環境省に申し立てた。計画地は同市が水道水源を守る天理ダムの上流だ。同省は、水道水源を理

水産脅かす産廃

〈4/13、4/15アサヒ〉

ダム上流に 浄水器設置

基準値の2倍の水銀検出も

水をほぐむ山間部に
は次第のこが押し寄せ
ている。

長崎市民の4割にあたる
約4万人の水源地にな
っている神漕川。その
約4km上流の巨大な「浄
水器」が動き出した。
市北西部の三万山(標
高411m)山腹に16本
水銀や鉛などの重金属を

産廃物の不法投棄も水
に溶け脅威。

ミネラルウォーターの
水源が所在する三万山の
すそ野。西側に広がる
湖霧原で今年3月、不
法投棄された危険な腐
食性酸「硫酸ニヒチ」
4・65トンをラム88
本が湖霧原にばらばら
された。汚染された土壌
7・4m取り除かれた。

発見遅れる 不法投棄

富士山のすそ野に腐食性酸

石油の精製工程でか
ら出る残渣の腐食はと
うに危険な腐食性酸は
出ていた。撤去防
毒マスをした作業員が
約1月かかった。
朝霧高原は同県早良
市の東部。南西に約4
km、約800人の
簡易水道が水源に使
いられている。ほか
の地下水汚染も恐れ
られ、都市部に近い
山は不法投棄されが

次回「水・川」を掲載します。

取り除かれた。
事業費5400万円は
処分場を運営する民間の
産廃業者が市と折半し
た。維持費の年600万
円は市の負担だ。
10年か20年か、重金
属汚染の4倍の水銀
検出された。活性酸の
腐食がなまるまほき

る得ません。市の
担当者は半永久的な処理
を覚悟している。
る過が過ぎたのは昨
年4月。ところが、今年
1月になって処理水から
水銀が検出された。そ
れは汚染は簡単に解消
できない。
寿命を短縮したため市
は説明している。
かつて76年に付近井
戸が使用禁止になり、98
年に基準値の倍近い水
銀が検出された。そ
れは汚染は簡単に解消
できない。

規制法前に 「汚染」終了

「業掘りの穴に下水汚泥を産廃

なせ水銀や鉛が現場
から出たのか。
処分場は95年から97
年まで、下水汚泥を産
廃していた。

水や家庭用燃料が流れ
込み、汚泥に重金属が
含まれていた。
ことがあつた。
まの規制では下水汚
泥は管理型の産廃とし
て埋め立て地にシフト
を敷くなど漏れ防止が
義務づけられる。汚泥
処理がなくなる。
時が来たか。
処分場は水源地
問題を追及している地
元の組織「強化」は
業者は下水汚泥以外
の重金属も検出され

だ。林道があればト
クが入り、人自にき
く、沢や林の中に捨て
る。最近林道の遺棄で
班り編纂部、辻陽
明、伊藤隆子、森裕
科学部、山本智之、横
無秩序に埋められ捨
てられた都内三万山
に隣接した、地層原と
子、筑紫、真松橋一
が担当します。

トウキョウサンショウウオの卵 発見が！

(絶滅危急種に指定されている)

4/10 現地視察中に、バナナ状の卵のうを発見。絶滅危急種に指定されているトウキョウサンショウウオの卵に間違いないと渡辺重行氏(那珂川の自然を守る会)は興奮気味に話された。全隈町はこの近辺の源氏虫の有数の発生地でもあり、今度またトウキョウサンショウウオの生存地として確認されれば、当然保護が求められます。

トウキョウサンショウウオの生息地

県中央部から県北部にかけての低山地から丘陵部にかけてわき水の流れる森林地域や谷地田の上流地域に生息する。成体には、林床部が湿った森や林が必要である。産卵には、きれいな水のある池や用水堀等が必要で、幼生には、水が溜れない水域が必要である。

生存の危機

雑木林の減少及び雑糞水の流入、用水堀等の干涸りや水田の乾田等の影響により、産卵に適した環境が失われつつあり、産卵数の減少が著しい。